

公開①

令和3年3月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件 名	主管課
1	山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
2	山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
3	山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
4	教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
5	山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
6	山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
7	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
8	山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について	教育政策課
9	山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について	教育政策課
10	教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則の制定について	教育政策課

議案第1号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

くことができる。

- 3 前二項に規定する役付職員は、指導主事又は事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

第二款 その他の役付職員等

(その他の役付職員)

第二十四条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、出先機関に主任又は主任主事を置く」とができる。

- 2 前項に規定する役付職員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

(その他)

第二十五条 出先機関の長は、別に定めがある場合を除くほか、教育長の承認を受けて、当該出先機関の運営について必要な事項を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十六条から第三十五条まで 削除

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

課・部	分掌事務
総務課	<p>一 庶務に関すること。</p> <p>二 市町立の幼稚園の設置廃止等に関すること。</p> <p>三 幼稚園教諭免許法認定講習に関すること。</p> <p>四 他の部の所管に属しない事項に関すること。</p>
研修部	<p>乳幼児期の教育及び保育（以下この表において「乳幼児期教育等」という。）に関する研修に関すること。</p>
支援部	<p>一 乳幼児期教育等に関する助言に関すること。</p> <p>二 幼稚園及び認定こども園の教育課程に関すること。</p> <p>三 乳幼児期教育等に関する情報の収集及び提供に関すること。</p>
調査研究部	乳幼児期教育等に関する調査研究に関すること。

(役付職員)

- 第二十三条 乳幼児の育ちと学び支援センターに所長及び次長を、課に課長を、部に部長を置く。
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、乳幼児の育ちと学び支援センターの部に主査を置く。

(分課)

第二十一条 山口県乳幼児の育ちと学び支援センター（第二十三条において「乳幼児の育ちと学び支援センター」という。）に次の課及び部を置く。

総務課

研修部

支援部

調査研究部

(分掌事務)

第二十二条 課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

「第四節 役付職員等」を削る。

第十五条の前に次の款名を付する。

第三款 役付職員等

「第五節 職員の駐在」を削る。

第十八条の前に次の款名を付する。

第四款 職員の駐在

第十九条から第三十五条までを削る。

第三章に次の一節を加える。

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等

(設置)

第十九条 教育庁の事務を分掌させるため、乳幼児の育ちと学び支援センターを置く。
(名称及び位置)

第二十条 乳幼児の育ちと学び支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県乳幼児の育ちと学び支援セ ンター	山 口 市

第二条中「本庁」の下に「出先機関」を加える。

第三条第一号中「事務局」の下に「で、第十一条の規定により設置する課及び室」を加え、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 出先機関 法第十七条第一項の規定により設置された事務局で、第十九条の規定により設置する乳幼児の育ちと学び支援センターをいう。

第十条を次のように改める。

(教育庁の構成)

第十条 教育庁は、本庁及び出先機関をもつて構成する。

「第二節 分課」を削る。

第十条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 本庁

第一款 分課

「第三節 課及び室の分掌事務」を削る。

第十二条の前に次の款名を付する。

第二款 課及び室の分掌事務

第十二条の表義務教育課の項第四号中「幼稚園、」を削り、同項第六号中「幼稚園、」及び「園長、」を削り、同項第七号中「幼稚園、」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 乳幼児の育ちと学び支援センターに関すること。

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第二節 分課（第十一条）

目次中 第三節 課及び室の分掌事務（第十二条—第十四条）を

第四節 役付職員等（第十五条—第十七条）

第五節 職員の駐在（第十八条—第三十五条）

「第二節 本庁

第一款 分課（第十一条）

第二款 課及び室の分掌事務（第十二条—第十四条）

第三款 役付職員等（第十五条—第十七条）

第四款 職員の駐在（第十八条）

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等（第十九条—第二十三条）

第二款 その他の役付職員等（第二十四条・第二十五条）

に改める。

改 正 案

現 行

第二十三条 乳幼児の育ちと学び支援センターに所長及び次長を、課に課長を、部に部長を置く。

2) 教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、乳幼児の育ちと学び支援センターの部に主査を置くことができる。
3) 前二項に規定する役付職員は、指導主事又は事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

第二款 その他の役付職員等

(その他の役付職員)

第二十四条 教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、出先機関に主任又は主任主事を置くことができる。

2) 前項に規定する役付職員は、事務職員のうちから教育委員会が命ずる。

(その他)

第二十五条 出先機関の長は、別に定めがある場合を除くほか、教育長の承認を受けて、当該出先機関の運営について必要な事項を定めることができる。これを変更しようとするとときも、同様とする。

第二十六条から第三十五条まで 削除

第三十六条～第七十四条 (略)

第三十六条～第七十四条

(略)

改 正 案

第二十一条 山口県乳幼児の育ちと学び支援センター（第二十三条において「乳幼児の育ちと学び支援センター」という。）に次の課及び部を置く。

支援部

研修部

総務課

調査研究部

(分掌事務)

第二十二条 課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・部	分掌事務
総務課	一 庶務に関すること。 二 市町立の幼稚園の設置廃止等に関すること。 三 幼稚園教諭免許法認定講習に関すること。 四 他の部の所管に属しない事項に関すること。
研修部	乳幼児期の教育及び保育（以下この表において「乳幼児期教育等」という。）に関する研修に関すること。
支援部	一 乳幼児期教育等に関する助言に関すること。 二 幼稚園及び認定こども園の教育課程に関すること。 三 乳幼児期教育等に関する情報の収集及び提供にすること。
調査研究部	乳幼児期教育等に関する調査研究に関すること。

(役付職員)

現 行

改 正 案

第十三条～第十四条 (略)

第三款 役付職員等

第十五条～第十七条 (略)

第四款 職員の駐在

第十八条 (略)

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等

(設置)

第十九条 教育庁の事務を分掌させるため、乳幼児の育ちと学び支援センターを置く。

(名称及び位置)

第二十条 乳幼児の育ちと学び支援センターの名称及び位置は、次のようにとする。

名称	位置
山口県乳幼児の育ちと学び支援センター	山口市

(分課)

現 行

第十三条～第十四条 (略)

第四節 役付職員等

第十五条～第十七条 (略)

第五節 職員の駐在

第十八条 (略)

第十九条から第三十五条まで 削除

改 正 案

現 行

第二節 本序

第一款 分課

第十一條 (略)

第二節 分課

第十一條 (略)

第三節 課及び室の分掌事務

第二款 課及び室の分掌事務

第十二條 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

課・室	分掌事務
	(略)

(課及び室の分掌事務)

第十二條 課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

課・室	分掌事務
	(略)

義務教育課	室	分掌事務
九	一 (略)	
八	二 (略)	
七	三 (略)	
六	四 市町立の小学校及び中学校の教育課程、学習指導及び職業指導に関すること。	
五	五 (略)	
四	六 市町立の小学校及び中学校の校長、教員その他の学校職員の研修に関すること。	
三	七 その他市町立の小学校及び中学校に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。	
二	八 乳幼児の育ちと学び支援センターに関すること。	
一	九 山口県教科用図書選定審議会に関すること。	

(略)

改 正 案

(用語の意義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により設置された事務局で、第十二条の規定により設する課及び室をいう。

二 出先機関 法第十七条第一項の規定により設置された事務局で、第十九条の規定により設置する乳幼児の育ちと学び支援センターをいう。

三 教育機関 (略)

四 (略)
五 (略)
六 (略)

第四条～第七条 (略)

第二章 教育委員会

第八条 (略)

第三章 教育庁

第一節 通則
第九条 (略)

(教育厅の構成)

第十条 教育厅は、本庁及び出先機関をもつて構成する。

現 行

(用語の意義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本庁 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により設置された事務局をいう。

二 教育機関 (略)

三 (略)
四 (略)
五 (略)

第四条～第七条 (略)

第二章 教育委員会

第八条 (略)

第三章 教育庁

第一節 通則
第九条 (略)

現 行

山口県教育委員会行政組織規則 新旧対照表

改 正 案

○山口県教育委員会行政組織規則

昭和四十五年六月一日

山口県教育委員会規則第十号

目次

第一章～第二章 (略)

第三章 教育庁

第一節 通則 (第九条・第十条)

第二節 本庁

第一款 分課 (第十一条)

第二款 課及び室の分掌事務 (第十二条～第十四条)

第三款 役付職員等 (第十五条～第十七条)

第四款 職員の駐在 (第十八条)

第三節 出先機関

第一款 名称、位置、所掌事務等 (第十九条～第二十三条)

第二款 その他の役付職員等 (第二十四条～第二十五条)

第四章～附則 (略)

第一章 総則
(行政組織の分類)

第二条 前条の行政組織は、本庁、出先機関、教育機関及び附属機関 (以下この章において「機関」という。) に分類するものとする。

現 行

○山口県教育委員会行政組織規則

昭和四十五年六月一日

山口県教育委員会規則第十号

目次

第一章～第二章 (略)

第三章 教育庁

第一節 通則 (第九条・第十条)

第二節 分課 (第十一条)

第三節 課及び室の分掌事務 (第十二条～第十四条)

第四節 役付職員等 (第十五条～第十七条)

第五節 職員の駐在 (第十八条～第三十五条)

第四章～附則 (略)

第一章 総則
(行政組織の分類)

第二条 前条の行政組織は、本庁、教育機関及び附属機関 (以下この章において「機関」という。) に分類するものとする。

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を
次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第 号

各 庁 中 一 般
教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「府中一般」を「教育府一般」に改める。

第四条中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程 新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

昭和五十一年十月一日

山口県教育委員会訓令第五号

○山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

(昭和五十一年十月一日)
山口県教育委員会訓令第五号

教	育	庁	一	般
各	教	育	機	関

序	中	一	般	
各	教	育	機	関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程を次のように定める。

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程

第一条～第三条 (略)

(副教育長等の専決)

第四条 副教育長、課長等 (山口県教育委員会行政組織規則 (昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号) 第十五条第一項に規定する課長及び室長をいう。) 乳幼児の育ちと学び支援センター所長及び学校その他の教育機関の長は、第二条各号に掲げる事務のうち、教育長があらかじめ指定する事務について専決することができる。

(昭和五十七年教委訓令一・平九教委訓令六・平一八教委訓令三・平二〇教委訓令一・平三〇教委訓令一・一部改正)

(副教育長等の専決)

第四条 副教育長、課長等 (山口県教育委員会行政組織規則 (昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号) 第十五条第一項に規定する課長及び室長をいう。) 及び学校その他の教育機関の長は、第二条各号に掲げる事務のうち、教育長があらかじめ指定する事務について専決することができる。

附則 (略)

附則 (略)

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

印出ン支との乳 納タ支援学育幼 員 セびち児	所長印
山口県乳幼児の育 ちと学び支援センタ ー出納員	山口県乳幼児の育 ちと学び支援センタ ー所長之印
二〇	一一
一	一
納ンび育乳 タ支援と 出セ学 員 幼児	長ンび育乳 タ支援と 所セ学の 児

別記第一号様式中「四」を削る。

別記第二号様式から別記第五号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第 号

府 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会公印規程（昭和三十一年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「府中一般」を「教育府一般」に改める。

第六条第一項中「。」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加え、同条第二項中「課長」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

第七条第一項中「課長」の下に「又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

別表に次のように加える。

改正案

印	出納員	支援セ	と学び	の育ち	乳幼児
タ	ー出納員	ちと学び支援セン	山口県乳幼児の育	ちと学び支援セン	山口県乳幼児の育
二	〇				
一					

現行

納員	ンタ	び支援セ	育ちと学	乳幼児の

改 正 案

現 行

(公印の事前押印)

第七条 課長又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長は、公印を事前に押しておく必要がある文書については、あらかじめ、公印事前

押印承認願(別記第四号様式)を当該公印の管守者に提出し、その承認を得て、公印を事前に押すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第八条～第十条 (略)

別表

種類	刻字	寸法
(略)	ルメート 方 平	(ミリ) 法
個数		
管守者		
備考		

第八条～第十条 (略)

別表

(昭四一教委訓令四・金改、昭四四教委訓令一、昭四七教委訓令三、昭四七
教委訓令五、昭四八教委訓令一、昭四八教委訓令四、昭五七教委訓令二、昭
六二教委訓令一、平七教委訓令一、平八教委訓令三、平一五教委訓令三、平
一八教委訓令五、平二〇教委訓令三、平二五教委訓令一、平二七教委訓令一
一部改正)

課長印	山口県教育庁課長	七
課長		一
教育政策		
職員証		

(略)

(公印の事前押印)

第七条 課長は、公印を事前に押しておく必要がある文書について

は、あらかじめ、公印事前押印承認願(別記第四号様式)を当該公印の管守者に提出し、その承認を得て、公印を事前に押すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

山口県教育委員会公印規程 新旧対照表

改 正 案

○山口県教育委員会公印規程

昭和三十一年十月一日

山口県教育委員会訓令第二号

現 行

○山口県教育委員会公印規程

(昭和三十一年十月一日)
山口県教育委員会訓令第一号

教	育	府	一
各	教	育	機
	機	一	般

府中	一般
各教育機関	

山口県教育委員会公印規程を次のように定める。

山口県教育委員会公印規程

山口県教育委員会公印規程を次のように定める。

山口県教育委員会公印規程

第一条～第五条 (略)

(公印の刷込み)

第六条 課長（課に相当する室の長を含む。次項及び次条第一項において同じ。）又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長は、印刷物で公印を刷り込む必要があるものについては、あらかじめ、公印

刷込承認願（別記第二号様式）を教育長に提出し、その承認を得て、
公印を刷り込むことができる。
2 課長又は乳幼児の育ちと学び支援センター所長は、前項の規定により公印の刷込みをした印刷物について

より公印の刷込みをした印刷物については、常にその使用の状況を明らかにしておかなければならない。

(昭六〇教委訓令一・追加・昭六一教委訓令一・平八教委訓令三・平一五
教委訓令三・平一八教委訓令五・平二〇教委訓令三・一部改正)

改
正
案

別記

第1号様式(第3条関係) (昭60教委附令1・全改、平7教委附令1・令元教委附令2・一部改
正)

公印台帳

番号	
種類	
刻字	
寸法	
用途	
印影	
保管者	
調製	年月日
交付	年月日
返還	年月日
廃棄	年月日
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

現
行

別記

第1号様式(第3条関係) (昭60教委附令1・全改、平7教委附令1・令元教委附令2・一部改
正)

公印台帳

番号	
種類	
刻字	
寸法	
用途	
印影	
保管者	
調製	年月日
交付	年月日
返還	年月日
廃棄	年月日
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改
正
案

第2号様式(第4条関係) (昭60教委訓令1・平7教委訓令1・令元教委訓令2・一部改正)

公印調製(施業)願

第 号
年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

公印管守者

下記のとおり公印を調製(施業)したいので承認されるようお願いします。

記

公印の種類	寸法
理由	
使用開始日 又は、開発業	年 月 日
印影	刻字 用途
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

現
行

第2号様式(第4条関係) (昭60教委訓令1・平7教委訓令1・令元教委訓令2・一部改正)

公印調製(施業)願

第 号
年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

公印管守者

団

下記のとおり公印を調製(施業)したいので承認されるようお願いします。

記

公印の種類	寸法
理由	
使用開始日 又は、開発業	年 月 日
印影	刻字 用途
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第6条関係) (昭60教委規令1・追加、平7教委規令1・令元教委規令2・一部改正)

公印刷込承認願

第 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

改
正
案

申請者

下記のとおり公印を刷り込みたいので、承認されるようお願いします。

記

刷込みをしようとする公印	種類	管守者名	寸法
	刻字		
件 名		印刷	枚数
理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第6条関係) (昭60教委規令1・追加、平7教委規令1・令元教委規令2・一部改正)

公印刷込承認願

第 年 月 日

山口県教育委員会教育長 様

現
行
案

申請者

下記のとおり公印を刷り込みたいので、承認されるようお願いします。

記

刷込みをしようとする公印	種類	管守者名	寸法
	刻字		
件 名		印刷	枚数
理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則
の一部を改正する規則の制定について

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山口県教育委員会

機関先出			
課長	部長	次長	所長
上司の命を受けて当該機関の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。	所長をたすけ、上司の命を受けて所の事務を整理する。	上司の命を受けて部の事務を掌理する。	上司の命を受けて課の事務を掌理する。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十三年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 組織上の職の表本庁に関する部分の次に次のように加える。

— 出先機関 所長、次長、部長、課長、主査、主任、主任主事 —

別表第二の一 組織上の職の表本庁の項の次に次のように加える。

改 正 案

別表第二（第三条関係）

一 組織上の職

区分	本	序	所長	次長	部長	課長	関機先出	関機外以校学
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

別表第二（第三条関係）

(昭四五教委規則六・全改、昭四六教委規則四、昭四七教委規則四、昭四五教委規則四、昭四五教委規則四、昭四五教委規則七、昭四五教委規則一〇、昭四八教委規則五、昭四五教委規則三、昭四五教委規則三、昭四五教委規則三、昭四五教委規則二、昭五七教委規則二、昭五八教委規則二、昭六一教委規則二、平二教委規則二、平三教委規則二、昭三教委規則二、平六教委規則二、平七教委規則七、平八教委規則六、平九教委規則三、平一四教委規則五、平一五教委規則四、平一六教委規則七、平一八教委規則一八、平一九教委規則七、平一〇教委規則一〇、平一四教委規則二、平一五教委規則四、平一七教委規則六、平一八教委規則四、平三〇教委規則四・一部改正)

一 組織上の職

区分	本	序	所長	(略)	(略)	(略)	関機外以校学	関機育教の外以校学
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二 業務上の職

(略)

教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則 新旧対照表

改 正 案

現 行

○教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則

昭和四十三年四月一日

山口県教育委員会規則第四号

第一条～第三条 (略)

○教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則

(昭和四十三年四月一日
山口県教育委員会規則第四号)

第一条～第三条 (略)

別表第一 (第二条関係)

本 庁 組 織 上 の 職
副教育長、理事、審議監、課長、室長、室次長、企画監、教育調整監、調整監、副課長、主幹、主査、主任、主任主事、主任技師
所長、次長、部長、課長、主査、主任、主任主事
(略)

別表第一 (第一条関係) (昭四五教委規則六・全改、昭四六教委規則四・昭四七教委規則四・昭四七教委規則七・昭四七教委規則一〇・昭四七教委規則八の二・昭四八教委規則五・昭四九教委規則九・昭五〇教委規則三・昭五五教委規則二・昭五七教委規則二・昭五八教委規則一・昭六一教委規則二・平一教委規則二・平三教委規則二・平六教委規則一・平七教委規則七・平八教委規則六・平九教委規則三・平一四教委規則五・平一五教委規則四・平一六教委規則七・平一八教委規則一八・平一九教委規則七・平二〇教委規則一〇・平一二教委規則二・平一五教委規則四・平一八教委規則四・平二〇教委規則四・一部改正)

本 庁 組 織 上 の 職
副教育長、理事、審議監、課長、室長、室次長、企画監、教育調整監、調整監、副課長、主幹、主査、主任、主任主事、主任技師
学校以外の教育機関

(略)

業 務 上 の 職

業 務 上 の 職

学校以外の教育機関

館長、所長、副館長、次長、芸術専門監、主幹、部長、課長、主査、主任、主任主事、主任技師、主任司書

議案第5号

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会訓令第一号

各 教 育 機 関
一 般

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員倫理規程（平成十二年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「庁中一般」を「教育庁一般」に改める。

第一条中「教育機関」を「出先機関並びに同条第三号に規定する教育機関」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会職員倫理規程 新旧対照表

改正案

現行

○山口県教育委員会職員倫理規程

平成十二年九月十二日

山口県教育委員会訓令第一号

○山口県教育委員会職員倫理規程

(平成十一年九月十一日)

改正 平成八年三月一〇日教委訓令第二号

平成八年三月三一日教委訓令第七号

平成九年九月二十五日教委訓令第三号

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

府 中 一 般
各 教 育 機 門

山口県教育委員会職員倫理規程を次のように定める。

山口県教育委員会職員倫理規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員（山口県教育委員会が任命する一般職に属する職員のうち山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）第三条第一号に規定する本庁及び同条第二号に規定する出先機関並びに同条第三号に規定する教育機関に勤務する職員をいう。以下同じ。）が県民全体の奉仕者であつてその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(平成八年三月一〇日教委訓令七一部改正)

第二条～第十二条 (略)

議案第6号

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第 号

各 教 育 機 関
府 中 一 般

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員健康管理規程（平成五年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「府中一般」を「教育府一般」に改める。

第一条中「学校保健法（）」を「学校保健安全法（）」に、「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に改める。

第二条第一号中「教育機関（）」を「出先機関（以下「出先機関」という。）並びに同条第三号に規定する教育機関（）」に改め、同条第三号中「及び」の下に「出先機関並びに」を加える。

第十二条第三項中「学校保健法第十六条第一項」を「学校保健安全法第二十三条第一項」に改める。

第十四条第二項中「十三人」を「十二人」に改める。

改 正 案

3 (略)

第十五条 第二十八条
(略)

現 行

3 (略)

第十五条 第二十八条
(略)

改 正 案

現 行

員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号。以下「組織規則」という。）第三条第一号に規定する本庁（以下「本庁」という。）及び同条第二号に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）並びに同条第三号に規定する教育機関（以下「教育機関」という。）に勤務する職員をいう。

員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号。以下「組織規則」という。）第三条第一号に規定する本庁（以下「本庁」という。）及び同条第二号に規定する教育機関（以下「教育機関」という。）に勤務する職員をいう。

二 （略）
三 所属所 組織規則第十一条に規定する課（高校教育課にあつては特別支援教育推進室、社会教育・文化財課にあつては地域連携教育推進室を含む。以下「課」という。）及び出先機関並びに教育機関をいう。

四 （略）

第三条～第十二条 （略）

（学校管理医）

第十二条 高等学校等に学校管理医を置く。

2 （略）

3 学校管理医は、学校保健安全法第二十三条第一項に規定する学校医のうちから教育長が選任する。

第十三条 （略）

（衛生委員会）

第十四条 本庁及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に衛生委員会（法第十八条第一項に規定する衛生委員会をいう。以下同じ。）を置く。

2 衛生委員会の委員の数は、本庁にあつては十二人とし、教育機関にあつては五人以上とする。

（学校管理医）

第十二条 高等学校等に学校管理医を置く。

2 （略）

3 学校管理医は、学校保健法第十六条第一項に規定する学校医のうちから教育長が選任する。

第十三条 （略）

（衛生委員会）

第十四条 本庁及び常時五十人以上の職員が勤務する教育機関に衛生委員会（法第十八条第一項に規定する衛生委員会をいう。以下同じ。）を置く。

2 衛生委員会の委員の数は、本庁にあつては十三人とし、教育機関にあつては五人以上とする。

山口県教育委員会職員健康管理規程 新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会職員健康管理規程

平成五年三月三十一日

山口県教育委員会訓令第一号

(平成五年三月三十一日)
山口県教育委員会訓令第一号

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

序 中 一 般
各教育機関

山口県教育委員会職員健康管理規程を次のように定める。

山口県教育委員会職員健康管理規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、職員の健康管理及び安全衛生について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）その他の厚生労働省令並びに学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この訓令は、職員の健康管理及び安全衛生について、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）その他の厚生労働省令並びに学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）及び学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 山口県教育委員会が任命する職員のうち山口県教育委

(用語の意義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 山口県教育委員会が任命する職員のうち山口県教育委

議案第7号

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

四 前三号に掲げるもののほか、公印を押す必要があると認められる文書

第二十五条中「記入し、押印しておかなければ」を「記入しなければ」に改める。」

第三章の章名中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改める。

第三十六条第一項中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改め、

同条第二項中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター所長及び学校」に改める。

別記第一号様式中「受領者印」を「受領者」に改める。

附 則

」の訓令は、令和三年四月一日から施行する。

第一条中「以下「本庁」という。」を「乳幼児の育ちと学び支援センターを除く。以下「本庁」という。」、乳幼児の育ちと学び支援センターに改める。

第三条中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

第四条第一項中「。」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター」を加え、同条第三項及び第四項中「課長」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

第四条の三中「保管する」の下に「乳幼児の育ちと学び支援センター若しくは」を加える。

第四条の四中「課長」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

第二十三条第一項を次のように改める。

次に掲げる文書を発送しようとするときは、当該文書に公印を押すものとする。

- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印を押さなければならない文書
- 二 行政処分に関する文書その他の権利義務に関する文書
- 三 事実証明に関する文書（軽易なものを除く。）

山口県教育委員会訓令第 号

府 中 一 般

各 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「府中一般」を「教育府一般」に改める。

目次中「学校」を「乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校」に改める。

改 正 案

現 行

四 前三号に掲げるもののほか、公印を押す必要があると認められる文書

253 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 文書取扱主任は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、文書を本人若しくはその代理人に直接手交し、又は特使をもつて送付することができる。この場合においては、原議にその旨を記入しなければならない。

第二十五条の二～三 (略)

第二十六条～第三十五条 (略)

第三章 乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校その他の教育機関における公文書の取扱い

第三十六条 乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校その他の教育機関における公文書の取扱いは、本府の例による。

2 乳幼児の育ちと学び支援センター所長及び学校その他の教育機関の長は、公文書の取扱いに関し必要な規程を定めて、教育長の承認を受けなければならない。これを改廃しようとするときも、また、同様とする。

第三十七条 (略)

第二十五条 文書取扱主任は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、文書を本人若しくはその代理人に直接手交し、又は特使をもつて送付することができる。この場合においては、原議にその旨を記入し、押印しておかなければならない。

第二十五条の二～三 (略)

第二十六条～第三十五条 (略)

第三章 学校その他の教育機関における公文書の取扱い

第三十六条 学校その他の教育機関における公文書の取扱いは、本府の例による。

2 学校その他の教育機関の長は、公文書の取扱いに関し必要な規程を定めて、教育長の承認を受けなければならない。これを改廃しようとするときも、また、同様とする。

改 正 案

現 行

第四条の二 (略)

(職員以外の者の公文書の閲覧等)

第四条の三 公文書は、山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「情報公開条例」という。）又は山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき開示する場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、写させ、聴取させ、又は視聴させてはならない。ただし、当該公文書に係る事務を主管する課の長又は当該公文書を保管する乳幼児の育ちと学び支援センター若しくは学校その他の教育機関の長の許可を受けたときは、この限りでない。

(公文書の序外持出し)

第四条の四 公文書は、序外に持ち出してもはならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ当該公文書を保管し、又は保存する本庁の課長、乳幼児の育ちと学び支援センター所長又は学校その他の教育機関の長の許可を受けたときは、この限りでない。

第五条～第二十二条 (略)

(公印の押印)

第二十三条 次に掲げる文書を発送しようとするときは、当該文書に公印を押すものとする。

一 法令、条例、規則その他の規程により公印を押さなければならぬ文書

二 行政処分に関する文書その他の権利義務に関する文書

三 事実証明に関する文書（軽易なものを除く。）

第四条の二 (略)

(職員以外の者の公文書の閲覧等)

第四条の三 公文書は、山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号。以下「情報公開条例」という。）又は山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき開示する場合を除き、職員以外の者に閲覧させ、写させ、聴取させ、又は視聴させてはならない。ただし、当該公文書に係る事務を主管する課の長又は当該公文書を保管する学校その他の教育機関の長の許可を受けたときは、この限りでない。

(公文書の序外持出し)

第四条の四 公文書は、序外に持ち出してもはならない。ただし、やむを得ない理由により、あらかじめ当該公文書を保管し、又は保存する本庁の課長又は学校その他の教育機関の長の許可を受けたときは、この限りでない。

第五条～第二十二条 (略)

(公印の押印)

第二十三条 文書を発送しようとするときは、これに公印を押し、かつ、原譲と契印しなければならない。ただし、一般往復文書のうち軽易なもの及び書簡については、これを省略することができます。

2～3 (略)

改 正 案

現 行

い方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該職員が組織的に用いるものとして、本庁等が保有しているものをいう。以下同じ。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第二条 (略)

(課長等の責務)

第三条 本庁の課長(これに相当する室の長を含む。以下同じ。)、乳幼児の育ちと学び支援センター所長及び学校その他の教育機関の長は、公文書が前条の精神に従つて処理されるよう努め、所属職員を指導しなければならない。

(文書取扱主任等)

第四条 本庁の課(これに相当する室を含む。以下同じ。)、乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校その他の教育機関に文書取扱主任を置く。

(略)

3 文書取扱主任は、課長、乳幼児の育ちと学び支援センター所長又は学校その他の教育機関の長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

一〇四 (略)

4 本庁の課長、乳幼児の育ちと学び支援センター所長又は学校その他の教育機関の長は、必要があると認めるときは、文書取扱副主任を置くことができる。

5 (略)

第二条 (略)

(課長等の責務)

第三条 本庁の課長(これに相当する室の長を含む。以下同じ。)及び学校その他の教育機関の長は、公文書が前条の精神に従つて処理されるよう努め、所属職員を指導しなければならない。

(文書取扱主任等)

第四条 本庁の課(これに相当する室を含む。以下同じ。)及び学校その他の教育機関に文書取扱主任を置く。

(略)

3 文書取扱主任は、課長又は学校その他の教育機関の長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

一〇四 (略)

4 本庁の課長又は学校その他の教育機関の長は、必要があると認めるときは、文書取扱副主任を置くことができる。

5 (略)

いう。以下同じ。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程 新旧対照表

改 正 案

現 行

○山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

昭和三十四年三月三十一日

山口県教育委員会訓令第一号

○山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

(昭和三十四年三月三十一日
山口県教育委員会訓令第一号)

教 育 庁 一 般
各 教 育 機 関

府 中 一 般
各 教 育 機 門

「山口県教育委員会事務局等の文書取扱規程」をここに公布する。

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

目次

第一章 (略)

第二章 (略)

第三章 乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校その他の教育機関における公文書の取扱い (第三十六条)

第四章 付則 (略)

目次

第一章 (略)

第二章 (略)

第三章 学校その他の教育機関における公文書の取扱い (第三十一条)

第四章 付則 (略)

「山口県教育委員会事務局等の文書取扱規程」をここに公布する。

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、山口県教育委員会事務局（乳幼児の育ちと学び支援センターを除く。以下「本庁」という。）、乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校その他の教育機関（以下この条において「本庁等」という。）における公文書（本庁等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方

職員が組織的に用いるものとして、本庁等が保有しているものを

改
正
案

別記

第1号様式(第5条、別表第一関係) (平6教委訓令3・全改、平16教委訓令2・旧第3号様式様上、平20教委訓令2・令元教委訓令1・一部改正)

交付月日	月 日	特 殊 取 报 文 書 等、受 領 票	課 名	課
取扱種別	引 受 番 号	受 取 人	差 出 人	受領者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列5とする。

現
行

別記

第1号様式(第5条、別表第一関係) (平6教委訓令3・全改、平16教委訓令2・旧第3号様式様上、平20教委訓令2・令元教委訓令1・一部改正)

交付月日	月 日	特 殘 取 扱 文 書 等 受 領 票	課 名	課
取扱種別	引 受 番 号	受 取 人	差 出 人	受領者印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列5とする。

議案第8号

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第 号

序 中 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

受訓先中「序中一般」を「教育序一般」に改める。

第四条中「」の長」の下に「、乳幼児の育ちと学び支援センター所長」を加える。

別記第一号様式の(表)中「検印」を「確認」に改め、同様式の(裏)中「印」を削り、「検印」を「確認」に改める。

別記第三号様式の一(中「請求者等印」を「請求者等の確認」に改める。

別記第三号様式の二から別記第五号様式まで及び別記第七号様式中「印」を削る。

別記第十号様式中「所属長印」を「所属長の確認」に改める。

別記第十一号様式の(表)中「所属長印」を「所属長」に改め、同様式の(裏)中「担当者印」を「担当者」に改める。

山口県教育委員会事務局等職員服務規程 新旧対照表

改 正 案

○山口県教育委員会事務局等職員服務規程

昭和二十六年七月一日

山口県教育委員会訓令第二号

現 行

○山口県教育委員会事務局等職員服務規程

(昭和二十六年七月一日
山口県教育委員会訓令第二号)

教 育 庁 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程を次のように定める。

教 育 庁 中 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程を次のように定める。

山口県教育委員会事務局等職員服務規程を次のように定める。
山口県教育委員会事務局等職員服務規程

第一条～第三条 (略)

(新任職員の履歴書等の提出)

第四条 新たに職員となつた者は、着任後七日以内に、その属する本庁の課（これに相当する室を含む。）の長、乳幼児の育ちと学び支援センター所長又は学校以外の教育機関の長（以下「所属長」と総称する。）を経て教育政策課長に履歴書（別記第一号様式）及び住所届（別記第二号様式）を提出しなければならない。

第五条～第二十三条 (略)

第一条～第三条 (略)

(新任職員の履歴書等の提出)

第四条 新たに職員となつた者は、着任後七日以内に、その属する本庁の課（これに相当する室を含む。）の長又は学校以外の教育機関の長（以下「所属長」と総称する。）を経て教育政策課長に履歴書（別記第一号様式）及び住所届（別記第二号様式）を提出しなければならない。

第五条～第二十三条 (略)

現

行

別記

第1号様式（第4条関係）（昭40教委訓令4・全改、昭54教委訓令1・昭58教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

(表)

職 員 番 号					

職 名	履歴書						
	ふりがな 氏名	男 ・	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 改姓	年 月 日	
氏 名	本籍						
	改姓 氏名	学 年 月 日	学校名及び専攻・部科名（高等学校から卒・修・中退の別を記入すること。）		検印	年 月 日撮影	
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
勤務校		免 税 種類及び教科番 号	授与年月日	授与権者	検印		年 月 日撮影
	許	・ ・					
	状	・ ・					
	年 月 日	任免賞罰その他の事項	発令庁	給料金額	備 考	検印	
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
B 〔山口例⑧111031・四〕							

正案

別記

第1号様式（第4条関係）（昭40教委訓令4・全改、昭54教委訓令1・昭58教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

(表)

職員番号

職 名 氏 名 改 姓 氏 名 勤務校	職員番号						
	履歴書						
	ふりがな 氏名	年月日	男 ・ 女	生年月日	年月日生		
					伯氏名	改姓 年月日	・ ・
	本籍						
		学 歴	年月日	学校名及び専攻・部科名(高等学校から卒・修・中退の別を記入すること。)			確 認 年 月 日撮影
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
	・ ・						
・ ・							
・ ・							
免 許 状	種類及び教科番 号	授与年月日	授与権者		確 認 年 月 日撮影		
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
年月日	任免賞罰その他の事項			発令庁	給料金額	備考	確認
・ ・							
・ ・							
・ ・							
<hr/>							
・ ・							
・ ・							

第二章 人事

(山口県教育委員会事務局等職員服務規程)

四九五

(裏)

現行

B [山口例⑧-111011・四]

注 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列5とする。

(裏)

B [四口例⑧] [二〇一一年四月] 案正改

注 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列5とする。

第3号様式の2 (第6条の2、第7条、第12条関係) (平7教委訓令2・追加、令元教委訓令3・一部改正)

職名				氏名			
決	所属長			出勤状況整理簿照合	請求等期日	年月日	請求者等印
裁							
休暇等期間	月月(日日)	時から時まで時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 非常 公民権行使 父母の祭日 その他	休暇等累計
事由					年休	日 時間	
					傷病	日 時間	
					その他	日 時間	
決	所属長			出勤状況整理簿照合	請求等期日	年月日	請求者等印
裁							
休暇等期間	月月(日日)	時から時まで時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 非常 公民権行使 父母の祭日 その他	休暇等累計
事由					年休	日 時間	
					傷病	日 時間	
					その他	日 時間	
決	所属長			出勤状況整理簿照合	請求等期日	年月日	請求者等印
裁							
休暇等期間	月月(日日)	時から時まで時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 非常 公民権行使 父母の祭日 その他	休暇等累計
事由					年休	日 時間	
					傷病	日 時間	
					その他	日 時間	
決	所属長			出勤状況整理簿照合	請求等期日	年月日	請求者等印
裁							

現行

行

B [山口例⑧一二〇三・四]

第3号様式の2 (第6条の2、第7条、第12条関係) (平7教委訓令2・追加、令元教委訓令3・一部改正)

職名					氏名				
決 裁	出勤状況整理簿照合				請求等期日	年月日	請求者等の確認		
	所属長								
休暇等期間	月 日 (月 日)	時から時まで (時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 公民権行使 父母の祭日 その他	非常 機関の事故 行使 の祭日 その他	休暇等累計	
事由								年休 傷病 その他	日 時間 日 時間 日 時間
決 裁	出勤状況整理簿照合				請求等期日	年月日	請求者等の確認		
	所属長								
休暇等期間	月 日 (月 日)	時から時まで (時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 公民権行使 父母の祭日 その他	非常 機関の事故 行使 の祭日 その他	休暇等累計	
事由								年休 傷病 その他	日 時間 日 時間 日 時間
決 裁	出勤状況整理簿照合				請求等期日	年月日	請求者等の確認		
	所属長								
休暇等期間	月 日 (月 日)	時から時まで (時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 公民権行使 父母の祭日 その他	非常 機関の事故 行使 の祭日 その他	休暇等累計	
事由								年休 傷病 その他	日 時間 日 時間 日 時間
決 裁	出勤状況整理簿照合				請求等期日	年月日	請求者等の確認		
	所属長								
休暇等期間	月 日 (月 日)	時から時まで (時間)	休暇等区分	年休 災害 官公署 結婚 分べん	傷病 交通機関の事故 出頭 忌引	生理 公民権行使 父母の祭日 その他	非常 機関の事故 行使 の祭日 その他	休暇等累計	
事由								年休 傷病 その他	日 時間 日 時間 日 時間
決 裁	出勤状況整理簿照合				請求等期日	年月日	請求者等の確認		
	所属長								

改正案

B [山口例⑧11103・4]

第3号様式の3 (第6条の4関係) (平7教委訓令2・追加、平11教委訓令1・平28教委訓令5・令元教委訓令3・一部改正)

療養休暇請求書

年月日

山口県教育委員会様

請求者 所属

職氏名

印

下記のとおり療養休暇の承認を受けたいので、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

病状			
療養休暇の期間	年 年	月 月	日から 日まで

添付書類

- 1 医師の診断書
 - 2 エックス線フィルム
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

現行

行

B [山口例⑧111011・四]

改

正

案

B [山口例⑧111011・四]

第3号様式の3 (第6条の4関係) (平7教委訓令2・追加、平11教委訓令1・平28教委訓令5・令元教委訓令3・一部改正)

療養休暇請求書

年月日

山口県教育委員会 様

請求者 所属
職氏名

下記のとおり療養休暇の承認を受けたいので、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第19条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

病状	
療養休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 医師の診断書
- 2 エックス線フィルム

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式（第7条関係）（昭43教委訓令3・旧第七号様式繰上、昭54教委訓令1・一部改正、昭58教委訓令1・旧第5号様式繰上・一部改正、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年月日

山口県教育委員会 様

所 屬

職氏名

(印)

兼職承認申請書

私は、次のとおり兼職をしたいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により申請します。

兼ねようとする職の名称	
兼職期間	
職務内容	
勤務態様	
兼ねることを必要とする理由	
その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式（第7条関係）（昭43教委訓令3・旧第七号様式繰上、昭54教委訓令1・一部改正、昭58教委訓令1・旧第5号様式繰上・一部改正、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年　月　日

山口県教育委員会 様

所 属
職氏名

兼職承認申請書

私は、次のとおり兼職をしたいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により申請します。

兼ねようとする職の名称	
兼職期間	
職務内容	
勤務様態	
兼ねることを必要とする理由	
その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式（第7条関係）（昭43教委訓令3・旧第八号様式線上、昭54教委訓令1、一部改正、昭58教委訓令1・旧第6号様式線上・一部改正、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年 月 日

山口県教育委員会 様

所 属

職氏名

印

兼職（講演、講義等）承認申請書

現

私は、次のとおり兼職（講演、講義等）をしたいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により申請します。

兼ねようとする職の名称	
兼職期間	
講演、講義等をする場所	
科目	
兼ねることを必要とする理由	
その他	

行

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

B 「山口例⑧-二二〇三・四」

第6号様式 削除（平7教委訓令2）

第5号様式（第7条関係）（昭43教委訓令3・旧第八号様式繰上、昭54教委訓令1・一部改正、昭58教委訓令1・旧第6号様式繰上・一部改正、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年 月 日

山口県教育委員会 様

所 属

職氏名

兼職（講演、講義等）承認申請書

私は、次のとおり兼職（講演、講義等）をしたいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により申請します。

兼ねようとする職の名称	
兼職期間	
講演、講義等をする場所	
科目	
兼ねることを必要とする理由	
その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式 削除（平7教委訓令2）

改
正
案

B [山口例⑧二二〇三・四]

第7号様式（第7条関係）（昭58教委訓令1・追加、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年月日

山口県教育委員会 様

所 属

職氏名

印

面接授業受講承認申請書

私は、次のとおり大学通信教育の面接授業に出席したいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

通信教育を受けている大学学部学科名							
入学年月日							
修得単位数	単位(年 月 日 現在)						
出席した面接授業の期間及び回数	1	年	月	日から	月	日まで	(日間)
	2	年	月	日から	月	日まで	(日間)
	3	年	月	日から	月	日まで	(日間)
今回出席予定の期間	月 日から 月 日まで (日間)						

所属長の意見

勤務成績								
服務態度								
出勤状況	年	休	病	休	出	張	欠勤	その他
参加させる場合の担当事務の処理								
その他の参考意見								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第7条関係）（昭58教委訓令1・追加、平6教委訓令1・平11教委訓令1・令元教委訓令3・一部改正）

年 月 日

山口県教育委員会 様

所 属

職氏名

面接授業受講承認申請書

私は、次のとおり大学通信教育の面接授業に出席したいので、承認されるよう、山口県教育委員会事務局等職員服務規程第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

通信教育を受けている大学学部 学科名	
入学年月日	
修得単位数	単位(年 月 日 現在)
出席した面接授業の期間及び回数	1 年 月 日から 月 日まで (日間) 2 年 月 日から 月 日まで (日間) 3 年 月 日から 月 日まで (日間)
今回出席予定の期間	月 日から 月 日まで (日間)

所属長の意見

勤務成績	
服務態度	
出勤状況	年 休 病 休 出 張 欠 勤 その他の
参加させる場合の担当事務の処理	
その他の参考意見	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第10号様式（第12条関係）（平6教委訓令5・全改、平7教委訓令2・平17教委訓令2・平20教委訓令4・平21教委訓令1・平22教委訓令1・平26教委訓令2・平27教委訓令2・平28教委訓令5・令元教委訓令3・一部改正）

(表)

年出勤状況整理簿	No.		職名		氏名	
----------	-----	--	----	--	----	--

月 日	1	2	3	4	5	6
1 16						
2 17						
3 18						
4 19						
5 20						
6 21						
7 22						
8 23						
9 24						
10 25						
11 26						
12 27						
13 28						
14 29						
15 30						
31	△	△	△	△	△	△
病休(日・時)						
休職・停職・専休(日)						
特休(産休を除く。)(日・時・分)						
介護休暇(日・時)						
介護時間(時・分)						
子育て支援部分休暇(時・分)						
時間外勤務代替休暇(日・時・分)						
欠勤(日・時)						
小計(日・時)						
年休(日・時)						
自休(日)						
配休(日)						
産休・育休(日・時・分)						
育短(日・時・分)						
修休(日・時・分)						
所屬長印						

第10号様式（第12条関係）（平6教委訓令5・全改、平7教委訓令2・平17教委訓令2・平20
教委訓令4・平21教委訓令1・平22教委訓令1・平26教委訓令2・平27教委訓令2・平28教委
訓令5・令元教委訓令3・一部改正）

(表)

年出勤状況整理簿		No.		職名		氏名	
日	月	1	2	3	4	5	6
1	16						
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21						
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病休(日・時)							
休職・停職・専休(日)							
特休(産休を除く。)(日・時・分)							
介護休暇(日・時)							
介護時間(時・分)							
子育て支援部分休暇(時・分)							
時間外勤務代替休暇(日・時・分)							
欠勤(日・時)							
小計(日・時)							
年休(日・時)							
自休(日)							
配休(日)							
産休・育休(日・時・分)							
育短(日・時・分)							
修休(日・時・分)							
所属長の確認							

(裏)

現行

B
W〔山口例⑧〕二〇三・四

注 週休日及び休日については、別に定めるところにより、あらかじめ記入しておくこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改 正 案

B W [山口例⑧111011・四]

(裏)

日	月	7	8	9	10	11	12
1	16						
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21						
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病休(日・時)							
休職・停職・専休(日)							
特休(産休を除く。)(日・時・分)							
介護休暇(日・時)							
介護時間(時・分)							
子育て支援部分休暇(時・分)							
時間外勤務代替休暇(日・時・分)							
欠勤(日・時)							
小計(日・時)							
年休(日・時)							
自休(日)							
配休(日)							
産休・育休(日・時・分)							
育短(日・時・分)							
修休(日・時・分)							
所属長の確認							

注 週休日及び休日については、別に定めるところにより、あらかじめ記入しておくこと。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第十四編 教育 第二章 人事 (山口県教育委員会事務局等職員服務規程)

五八

第11号様式（第15条関係）（平22教委訓令1・全改、令元教委訓令3・一部改正）

(卷)

時間外勤務・休日勤務命令簿（勤務時間整理簿）

（年月分）

改

正

案

第十四編 教育 第二章 人事 (山口県教育委員会事務局等職員服務規程)

一五〇八

第11号様式（第15条関係）（平22教委訓令1・全改、令元教委訓令3・一部改正）

卷之三

時間外勤務・休日勤務命令簿（勤務時間整理簿）

現

B [山口例⑧二二〇三・四]

卷之三

注 経費の支出科目が異なるときは、「備考」欄にその科目名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改

正

B
〔山口例⑧二二〇三・四〕

三

注 経費の支出科目が異なるときは、「備考」欄にその科目名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

議案第9号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山 口 県 教 育 委 員 会

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県教育委員会規則第 号

山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会被服等貸与規則（昭和五十七年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に改め、同条第三号中「の長及び」を「及び出先機関の長並びに」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 出先機関 組織規則第三条第二号に規定する出先機関をいう。

別記第一号様式中「㊀」を削る。

別記第一号様式中「被貸与職員印」を「被貸与職員」とし、「所屬長印」を「所屬長」に改める。

附 則

別記

第十四編 教育

第二章 人事

(山口県教育委員会被服等貸与規則)

第1号様式（第7条関係）（平6教委規則3・平9教委規則5・令元教委規則9・一部改正）

貸与品 亡失 損傷 報告書

年 月 日

所属長 様

被貸与職員 職名

氏名

印

年 月 日 貸与を受けた下記の貸与品を 亡失 損傷 したので、報告します。

記

現

行

品目	規格	数量	亡失 損傷 の理由	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

B [山口例⑧111011・四]

別記

第1号様式（第7条関係）（平6教委規則3・平9教委規則5・令元教委規則9・一部改正）

貸与品 亡失 損傷 報告書

年月日

所属長 様

被貸与職員 職名

氏名

年月 日 貸与を受けた下記の貸与品を 亡失 損傷 したので、報告します。

記

品目	規格	数量	亡失 損傷 の理由	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

改

正

案

B [山口例⑧二二〇三一・四]

現

行

第十四編 教育
第二章 人事 (山口県教育委員会被服等貸与規則)

一七二〇(一七五四)

第2号様式（第7条関係）（平6教委規則3・令元教委規則9・一部改正）

貸与品整理簿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改

正

案

第十四編 教育 第二章 人事 (山口県教育委員会被服等貸与規則)

一七五

第2号様式（第7条関係）（平6教委規則3・令元教委規則9・一部改正）

貸与品種理薄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則
を廃止する規則の制定について

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則を次のとおり定める。

令和3年（2021年）3月23日

山口県教育委員会

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山 口 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則を廃止する規則
教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教
育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第1号～第10号参考資料

令和3年4月組織改編及び押印、対面規制の見直しに伴う 山口県教育委員会規則・訓令の改正の概要

1 改正の理由

- ・令和3年4月1日付け組織改編に伴う所要の改正
- ・押印、対面規制の見直しに伴う所要の改正等

2 改正する規則・訓令

議案番号	改正する規則・訓令の名称
第1号	山口県教育委員会行政組織規則
第2号	山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程
第3号	山口県教育委員会公印規程
第4号	教育委員会事務局等の職員の職の設置等に関する規則
第5号	山口県教育委員会職員倫理規程
第6号	山口県教育委員会職員健康管理規程
第7号	山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程
第8号	山口県教育委員会事務局等職員服務規程
第9号	山口県教育委員会被服等貸与規則
第10号	教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則

3 主な改正理由

○議案第1号～第9号

- ◆教育委員会事務局の組織改編
 - ・出先機関として山口県乳幼児の育ちと学び支援センターの設置

○議案第7号～第9号

- ◆押印の見直しによる所要の改正
 - ・様式中の「印」を削除等

○議案第10号

- ◆「職員の服務の宣誓に関する条例」（昭和26年山口県条例第3号）の改正に伴う改正（廃止）
 - ・職員の服務の宣誓について、面前において宣誓する方法から任命権者に宣誓書を提出する方法に変更となったことにより、面前において服務の宣誓をする対象を区分する取扱規則である、本規則を廃止

4 施行日

- 議案第1号から第9号 : 令和3年4月1日
議案第10号 : 公布の日から

